

令和8年度 杜の都ネイチャーポジティブセンター事務局企画運営等業務 委託仕様書

1. 委託業務件名

令和8年度 杜の都ネイチャーポジティブセンター事務局企画運営等業務

2. 業務の目的

本市は、多様な主体の協働により杜の都・仙台のネイチャーポジティブ実現を目指すとともに、生態系サービスの継続的享受や地域課題の解決、先進事例の発信や水平展開による域外の取り組み促進に貢献するため、地域生物多様性増進法第28条に基づく地域生物多様性増進活動支援センターとして「杜の都ネイチャーポジティブセンター」（以下「センター」という）を設置した。

本業務は、センター設置の趣旨に照らし、多様な主体による「知識/資金/人材」のローカルネットワーク形成を推進し、特に実際の生物多様性増進活動を担う団体（以下、「活動団体」という）やネイチャーポジティブへの貢献を検討している事業者に対して、センター会員となるインセンティブを実感でき、主体的な参画を促すことに貢献するよう、その効果的な企画運営を行うことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4. 委託料の支払い

業務完了後、一括払いとする。

5. 業務内容

本業務の目的・趣旨を理解し、下記(1)(2)(3)について企画・運営・コーディネートを行う。

(1)多様な主体による「知識/資金/人材」ローカルネットワーク形成

①連携事例創出支援

活動団体と事業者の連携による生物多様性増進活動が促進されるよう、既存の市内自然共生サイトにおける連携事例創出に向けた支援を行う（3サイト以上）。具体的には自然共生サイトにおける活動団体のニーズと課題を整理し、それらに対応した生物多様性増進活動をメニュー化し、各メニューに関わった企業がどのような価値をつくることに貢献したかを認証する仕組みを構築する。また事例を横展開するための発信資料を作成する。

②地元企業・金融セクターへの営業活動支援

仙台市及び近郊の企業や金融セクターの参画を促すため、センター事務局による効果的な営業活動の企画・提案・コーディネートを行う（アプローチ可能な企業等の件数を明記すること）。

③（第2回）杜の都ネイチャーポジティブフォーラムの企画・広報・運営

目的：杜の都ネイチャーポジティブセンター会員相互のネットワーク形成と昨年度のフォーラム以降の優良事例等センターの活動発信を行う。

想定：令和9年1月頃、半日程度、会場とオンラインの併用開催

規模は昨年度と同等程度以上とすること。

参考：第1回杜の都ネイチャーポジティブフォーラム（会場参加者数 135 人）

<https://www.city.sendai.jp/kankyochose/npforum.html>

(2)活動団体への知識等の普及

活動団体向けのネイチャーポジティブ講座の企画・広報・運営を行う（1回以上）。

(3)資金の呼び込み、企業等の参加促進等

企業等向けのネイチャーポジティブセミナーの企画・広報・運営を行う（2回以上）。うち1回は主に地元企業を対象にネイチャーポジティブの基本的知識を伝えるもの、1回はネイチャーポジティブへの貢献を検討する首都圏企業に対し、活動や支援の選択肢として仙台市をPRする内容で実施すること。

なお上記(1)(2)(3)には以下の事項を含むものとする。

- 説明資料作成（パワーポイント、ワード、エクセル等）、イベントの開催案内、会場運営、参加者の募集・取りまとめ、講演者への依頼・調整等の事務局業務。
- 企業・団体等の各主体からのアンケートやヒアリング等での意見、情報の収集、とりまとめ。
- フォーラムやセミナー、会議等の開催にかかる、民間のホール、会議室等を要する場合の使用料及び外部の会合への参加費用については、契約代金に含まれるものとする。
- フォーラムやセミナー、会議等の登壇者への謝礼は発注者が支払うこととする。

6. 業務スケジュール

主な取組の実施時期は、下記を予定するが、具体的な実施時期は委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。

- ① 連携事例創出支援（令和8年8月～令和9年2月）
- ② 地元企業・金融セクターへの営業活動支援（令和8年8月～令和9年2月）
- ③ 活動団体向けのネイチャーポジティブ講座（令和8年10月頃）
- ④ 企業等向けのネイチャーポジティブセミナー（令和8年11月～令和8年12月頃）
- ⑤ 杜の都ネイチャーポジティブフォーラム（令和9年1月頃）
- ⑥ 報告書提出（令和9年2月26日）

7. 成果品

(1)報告書

業務完了時に、5(1)から(3)の業務実施状況等について報告するとともに、成果、課題、今後の展開に向けた見解・提言をまとめた概要報告書を2部提出すること。用紙・インキ等は可能な限りグリーン購入法適合品を使用し、縦A4版簡易製本、両面印刷とすること。

(2)デジタルデータ

上記報告書、及び使用した写真や資料等のデータを1式提出すること。

8. 著作権等の取扱い

(1)受託者は、成果物及び電子データ等に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について

て、成果物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- (2)受託者が本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物及び Web デザインについては、著作
者人格権を行使しないものとする。

9. その他留意事項

- (1)本仕様書及び契約書に定めのないものは、委託者及び受託者の協議により定める。
- (2)受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3)受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4)受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的に開催する進捗確認
会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5)受託者は、業務遂行に伴い収集する個人情報について、個人情報保護法その他関係法令に基づき慎
重に取り扱うこと。
- (6) 受託者は、「仙台市環境行動計画」に基づき、別紙 3「イベントにおける環境配慮の手引き」に沿
って企画運営を行うこと。